

議案第 75 号

桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例案

桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

第 1 条 桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年桐生市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項各号列記以外の部分中「100 分の 70」を「100 分の 75」に改める。

第 2 条 桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 10 条第 1 項中「この条」を「この条及び次条」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「100 分の 75」を「100 分 122.5」に改める。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 10 条の 2 勤勉手当は、任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員(これに準ずる者として規則で定める職員を含む。)であつて、基準日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則で定める職員を除く。)に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 前条第 4 項の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

5 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

第 18 条中「この場合において」の次に「、同条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは、「100 分の 68.75」と」を加える。

第 18 条の次に次の 1 条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 18 条の 2 第 10 条の 2 の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第 3 項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した

日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前 6 か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第 14 条及び第 15 条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 3 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(桐生市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 3 条 桐生市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年桐生市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。

第 8 条第 1 項中「(会計年度任用職員を除く。)」を「(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」に改める。

議 案 説 明

議案第 75 号 桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に準じ、会計年度任用職員の期末手当の支給月数について、所要の改正を行おうとするものです。また、地方自治法の一部改正により、令和 6 年度から、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することができるようになったことを受け、勤勉手当を支給するための改正を行おうとするものです。